自然災害等が起こったときのイベント開催について

一般社団法人電気学会

台風, 地震, 津波等の自然災害が発生した場合のイベント (講演会, 講習会, 見学会, 大会, 研究会等) の開催判断について, 次の通りとする。

- 1. 基本的な考え (イベント主催者が負う責任)
 - ・ 自然災害等が発生,もしくは発生すると予測される場合,イベントへの来場者,スタッフに対する 「生命・身体等の安全配慮義務」を確保できる体制であること。
- 2. 実行委員会等と本部の責任分担
 - a. 現地実行委員会等の判断を主体とする。
 - b. 本部は警報の発令状況,全体状況からの助言であるが,広域的に重大な影響が生じていて,現地での判断が困難と考えられる場合には指示をすることもある。

3. 判断材料

- a. 開催地区に「警報*」が発令された場合
- b. 開催地区が台風の予想進路と重なっており、「警報」が発令される恐れがある場合
- c. 開催地区に「震度 5 弱」以上の地震が観測され、会場の建物や交通、インフラに甚大な影響を及ぼ した場合
- d. 開催地区のインフルエンザ等の伝染病流行の度合い
- e. その他開催地区に居る参加者に危険が及ぶ可能性がある場合
- 4. 判断のタイミング(目安時刻)
 - a. 午前開催の可否判断: 当日7時まで
 - b. 午後開催の可否判断: 当日11時まで
- 5. 告知する媒体
 - a. 部門, 支部イベント:部門, 支部ホームページ (トップページもしくは, イベント案内のトップページ。必要に応じて本部ホームページ (トップページ))
 - b. 本部イベント:本部ホームページ(トップページ)
 - c. 全イベント : SNS (Facebook, Twitter) · ・ 上記ホームページと連動発信

《参考:気象庁HPより抜粋》

■ 警報

重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報

■ 特別警報

「警報」の発表基準をはるかに超える、数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表し、対象 地域の住民の方々に対して最大級の警戒を呼びかけるもの

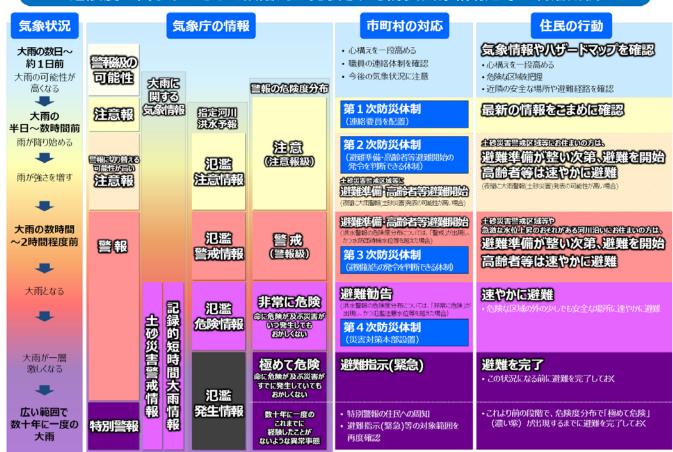
■ 特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年 に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風		暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
波浪	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想さ れる場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(出典:気象庁ホームページ(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun.html))

■ 注意報、警報、特別警報が発令されるまで

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報とその利活用例



「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)より作成

(出典:気象庁ホームページ(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/image/kishou.png))